

2006年4月19日

家主様各位

株式会社学生ハウジング

アスベスト使用調査・耐震診断の有無等の確認について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

宅地建物取引業法施行規則の一部改正により、4月24日から①「石綿（アスベスト）使用調査の内容」②「耐震診断の内容」の記録の有無が新たに重要事項説明義務項目となりました。

宅建業法上は、アスベスト調査や耐震診断を行っているときはその内容を説明することとの表現になっていますが、これは「調査がなければ一切そのことに触れなくてよい」ということではありません。国土交通省は「まず調査や診断の有無を説明する。次に「有り」のときはその内容を説明する。」と発表しています。

従いまして、各家主様所有物件の現況について至急確認させて頂く必要がありますので、下記の各項目につきまして、回答頂きますようお願い申し上げます。
※尚、すでにご返送頂いている家主様には、返送して頂かなくても結構です。

万一ご回答頂けない場合は2006年4月24日（月）以降、仲介業務を行うことが出来なくなります。予めご了承下さい。

回答用紙送付先 <必ず書面にてお願いします。>

①FAXの場合 FAX：075-465-6565（本社）

②郵送の場合 〒603-8357 京都市北区平野宮西町102-2

※お問い合わせは各営業店へお願いします。

以上

株式会社学生ハウジング宛

回答用紙

ご記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

物件名： _____

家主様氏名： _____ (印)

電話番号： _____ - _____ - _____

①石綿調査の内容

(1) 石綿使用調査結果の記録の有無 (有 ・ 無)

(2) 石綿使用調査の内容 (_____)

②耐震診断の内容 ※1981年(昭和56年)5月31日以前に着工された建物について

(1) 耐震診断の有無 (有 ・ 無)

(2) 耐震診断の内容 (_____)